

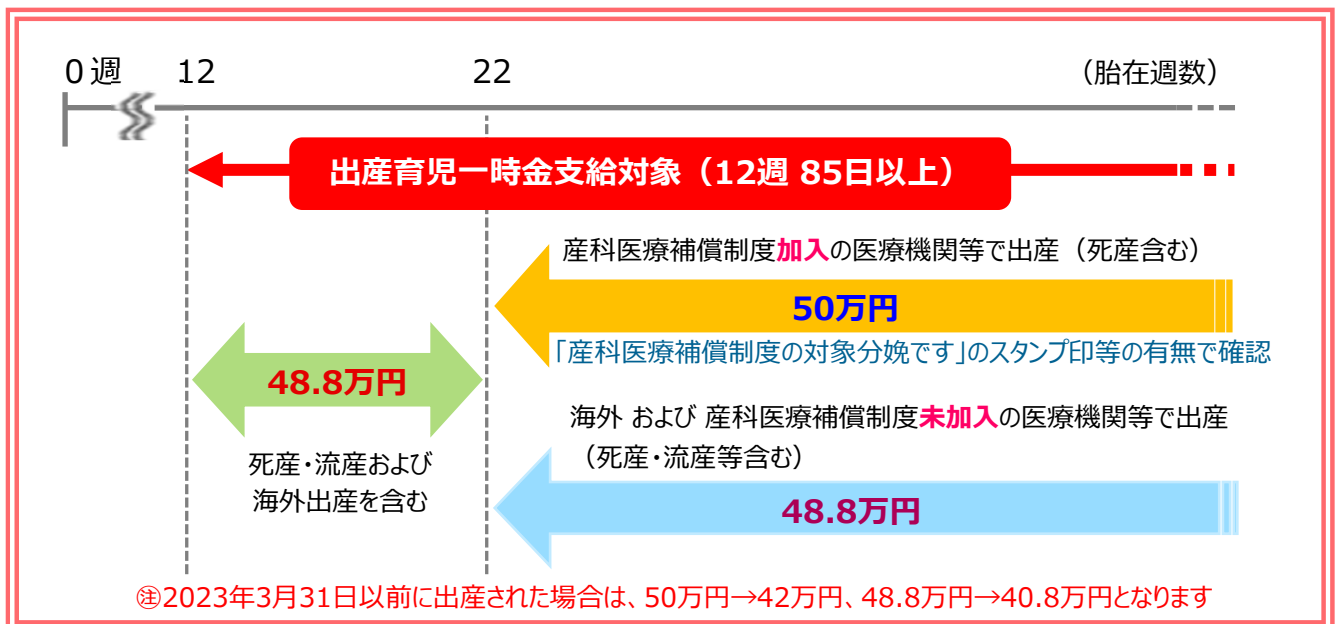


# 出産育児一時金



出産育児一時金制度とは、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

## ■ 支給条件と1児あたりの支給額



※健康保険法において出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以後の分娩を指し、正常分娩、早産、死産、流産(人工流産を含む)をいいます。(昭和27年6月16日保文発2427号)

※多胎分娩の場合、**胎児数に応じて**出産育児一時金が支給される。(昭和16年7月23日社発991号)

## ■ 添付書類

<b>国内出産</b>	<input type="checkbox"/> 医療機関等から交付される合意文書の写し <input type="checkbox"/> 出産費用の領収・明細書の写し (産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です」の文言の印字やスタンプ等により明記されたもの)
<b>海外出産</b>	<input type="checkbox"/> 出産証明書の写し <input type="checkbox"/> 日本語翻訳文 (翻訳者の氏名、住所、捺印要) <sup>*1</sup>
<b>パナソニック健保の被保険者資格喪失後 または 扶養認定後、6ヵ月以内の出産</b>	<input type="checkbox"/> 「出産育児一時金不支給証明書」(健保指定用紙) <sup>*2</sup>

\*1 書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。  
(健康保険法 施行規則 第66条第3項)

\*2 退職により被扶養者となった者が、自らの被保険者資格による出産育児一時金と被扶養者としての家族出産育児一時金と両方の受給資格がある場合、請求者の選択によりいずれか一方を選択して受給する。  
(平成23年6月3日保保発0603第2号)

常務理事	検印	担当

記入例

決定年月日

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 支給申請書

被保険者(申請者)記入用

※記載内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、証明者の氏名をご記入ください

記入日 令和 3 年 7 月 8 日

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証 (右づめ)	記号 1 0	番号 1 2 3 4 5 6 7	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 0 3 1 1 1 2
	氏名 (フリガナ) ケン ポ タ ロウ 健保太郎	電話番号(日中の連絡先) ☎ 098 ( 765 ) 4321		
	住所 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 △△ 県 △△ 市 △△ 町 △△ 番 △△ 号 △△			
申 請 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請の提出を事業主へ依頼し、給付金の受領を事業主へ委任します。また、パナソニック健康保険組合が関係機関等に対して内容照会を行うこと又は当該関係機関等が内容照会の回答をすることに同意します。( <input type="checkbox"/> に✓を入れてください )			
	1. 出産した者 <input type="checkbox"/> 被保険者 <input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者	氏名 健保 花代	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 0 4 1 0 2 2	
	2. 出産年月日 令和 0 5 年 0 4 月 0 1 日	<input type="checkbox"/> 死産	3. 出生児数 1 人	
出産者	下記に該当する場合は、「出産育児一時金不支給証明書」【別紙1】の提出が必要です			
	被保険者	弊健保の資格喪失後、6ヵ月以内の出産	被扶養者	弊健保に加入後、6ヵ月以内の出産

① 振込先の確認	現在の状況について、お尋ねします。 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 在職中 <input type="checkbox"/> 2. 現在、任意継続被保険者、特例退職被保険者としてパナソニック健保に加入中 <input type="checkbox"/> 3. 令和 年 月 日退職	② 資格喪失者の口座	コード番号 (金融機関コード)	(店番コード)
			金融機関名称 銀行 金庫 本店 支店 信組 その他 出張所	
			預金種別 普通 口座番号	(右づめ)
			口座名義人 ▼カタカナ(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点、半濁点は1文字としてご記入ください。)◆被保険者名義の口座に限る	
	「3」に該当する方のみ、 ②をご記入ください		公金受取口座	※口座の確認ができない場合、別途申請書の提出に伴い、給付の遅延が発生します。利用の場合は下記に☑。 (上記の欄に記入がある場合は、上記口座に振込いたします) <input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。

⑤ 被保険者死亡のため相続人が申請者となる場合は、被保険者との続柄が確認できる書類(戸籍謄本、住民票等)の提出が必要です。ただし、死亡時に相続人がパナソニック健康保険組合の被扶養者であった場合は不要です。

健保受付印

健保記入欄 SEQ 出産者 出産年月日 産保制度 出生児数 支給決定金額

健保記入欄 被保険者は記入しないでください

「医師・助産師記入欄」、「事業主記入欄」は2ページに続きます >>>

※記載内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、証明者の氏名をご記入ください

証明欄（いずれか一方で証明を受けてください）

## 医師・市区町村長記入欄

被保険者は記入しないでください

医師 又は 市区町村長に記入依頼を行ってください

添付書類

国内出産

- 医療機関等から交付される合意文書の写し
- 出産費用の領収・明細書の写し（産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の印字やスタンプ等により明記されたもの）

海外出産

- 出産証明書の写し  日本語翻訳文（翻訳者の氏名、住所、捺印要）

事業主証明欄

## 事業所記入欄

被保険者は記入しないでください

以下にあてはまる場合は他健康保険との重複給付を避けるため、「不支給証明書」の提出が必要となります

- パナソニック健保組合の「被保険者の資格を喪失されてから6ヵ月以内に出産」の場合

↳ 現在、加入されている健康保険で証明を受けてください

- 被扶養者が「前職に被保険者（本人）として加入していた期間が1年以上あり、資格を喪失されてから6ヵ月以内に出産」の場合

↳ 以前、加入していた健康保険で証明を受けてください

④被扶養者が以前も被扶養者（家族）の場合や、被保険者（本人）として加入していた期間が1年未満の場合は、「出産育児一時金不支給証明書」の提出は不要です

下記の証明を受け、「出産育児一時金支給申請書」に添付のうえご申請ください

パナソニック健康保険組合 御中

## 出産育児一時金不支給証明書

請求者 記入欄	保険証 記号 - 番号	10 — 1234567
	被保険者氏名	健 保 太 郎
	出産者氏名	健 保 花 代
	出産年月日	5 年 4 月 1 日
保険者 記入欄	保険者記入欄 被保険者は記入しないでください	